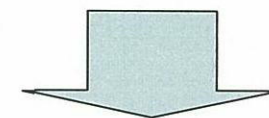


	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (現行)
地域支援事業	2. 0%以内	2. 3%以内	<u>3. 0%以内</u>
・ 介護予防事業	1. 5%以内	1. 5%以内	2. 0%以内
・ 包括的支援事業 + 任意事業	1. 5%以内	1. 5%以内	<u>2. 0%以内</u>



※ 現行の上限を超える部分については、主要な適正化事業の実施に要する費用にのみに充てることができる。

なお、この措置は平成20年度限りであること。また、適正化事業の増加分に対してのみ、上限を超えることができる。

適正化事業以外の事業の増加により上限を超える場合は認めない。

	平成20年度 (変更後)
地域支援事業	<u>3. 15%以内</u>
・ 介護予防事業	2. 00%以内
・ 包括的支援事業 + 任意事業	<u>2. 15%以内</u>